

# 通知預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 通知預金
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など
3. 期間	● 定めはありません(ただし、7日間の据置期間が必要です)。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 30,000円以上 ● 1円単位
5. 払戻方法	● 解約時に一括して払い戻します(ただし、解約する2日前までに通知が必要です)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	● 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ● 解約時に一括して支払います。 ● 付利単位を1,000円とした、1年を365日とする日割計算とします。 ● 個人のお客様・・・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 ● 法人のお客様・・・15.315%(国税15.315%)の総合課税が適用されます。ただし、非課税法人の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	● ございません。
9. 中途解約時 の取扱い	● 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. その他 参考となる事項	——
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。